

学校教育	自立し生きる力をもつ児童生徒の育成	生き方支援事業	児童生徒の学校への適応及び社会性の育成のため、児童生徒、保護者及び学校に対して必要な支援を行うこと。	①児童生徒が自分の生き方を見つけ、よりよい人間性を磨くようにする。 ②児童生徒が日々生活していく上での悩みやストレスを相談することのできるカウンセラーや相談員を配置し、子どもの心にゆとりをもたせるようにする。	児童生徒の学校への適応及び社会性の育成のため、児童生徒、保護者及び学校に対して必要な支援を行う。 小学3年生や一部の中学校を対象としてボランティアによる放課後等における補充的な学習指導の充実を図る。 「富士市いじめ問題対策連絡協議会」及び「富士市いじめ問題対策推進委員会」の二つの付属機関を設置し、様々な立場の方からいじめ問題に関する助言等を頂き、組織的対応をより推進する。	学校教育課
		特別支援教育充実事業	特別支援教育の推進を図るため、児童生徒、学校及び教育関係職員に対して指導、支援等を行うこと。	・障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じて適切な教育を行う。 ・児童生徒の障害に適切に対応する指導力を高める。 ・中央病院入院中の児童生徒の学習支援 ・外国人児童生徒の学校生活における円滑な適応を図る。	特別支援教育センターを拠点とした相談業務、支援が必要な児童生徒への個別指導や訓練、学校や保護者へのサポート、関係機関との連携など教育的支援の充実を図る。 中央病院内学習室において長期療養中の児童生徒の授業補完と院内での生活づくりを図る。 就学前の子供、保護者の相談機関として、幼稚園・保育園・こども園等との連携を図る。 外国人児童生徒への日本語指導や日常生活への適応指導、母語の保持指導等の支援を巡回訪問や国際教室で実施し、学校生活への円滑な適応を図る。	学校教育課 (特別支援教育センター)
	教育の質の向上及び環境整備	学習支援事業	教科教育の推進を図るため、児童生徒への学習支援を行うこと。	児童生徒の学力向上のため、各種学習支援の推進を図る。	外国人英語指導助手を配置し、小中学校の英語教育の推進を図るとともに、教員の英語力向上を目指すため、外国人英語指導助手を講師とした英会話研修を行う。各種学習成果の発表の場を設け、児童生徒の学力向上を支援する。地域の人々の力を活かし、子どもの安全確保、授業や学校行事への支援等を行う。	学校教育課
	魅力ある市立高校づくりの推進	高等学校教育推進事業	教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)その他の教育に関する法令に即し、高度な普通教育及び専門教育を施すこと。	・ICT教育機器の整備を充実させることにより、生徒の情報教育の推進を図ること。 ・計画的、効率的に教育を推進することにより、本校の基本構想及び基本計画に沿った高校を実現し、富士市や社会に貢献できる人材を輩出すること。	・探究学習及びキャリア教育に関する生徒研修を行う。 ・中学生対象の市立高校に関する情報発信を行う。 ・1年生を対象とした土曜学習講座を行う。	富士市立高等学校
	多様な学びの場の充実	まちづくりセンター講座事業	地域住民の生涯学習活動を充実させるため、まちづくりセンター講座を開催すること。	生涯学習の推進を図るため、市民にとって身近な地区まちづくりセンター等を会場に、新しい趣味の発見や仲間づくり、教養を深めるための学習機会を提供する。	・「人づくり講座」「少年教育講座」「家庭教育講座」「高齢者対象講座」等、直営によるまちづくりセンター講座の開設 ・市民や自主グループ、民間団体等が企画・運営する「市民プロデュース講座」「オープン自主グループ講座」「民間団体による委託講座」「人材バンク講座」の開設 ・まちづくりセンター講座等に関する講座案内冊子の作成	社会教育課
		市民大学事業	市民に高度で専門的な学習の機会を提供するため、市民大学事業を企画運営すること。	幅広い分野で知識・教養を深めようとする市民の意欲に応え、生涯学習活動をさらに支援していくため、大学等と連携し各分野の専門家を招き、最新の知識を市民に提供する。	①市民大学前期ミニカレッジ 科目数6講座(表現力アップ、歴史などの講座) 開催回数等:4回～9回 会場:教育プラザ 開催形式20～90人規模の講義形式 ②市民大学後期講演会 講師:著名人 開催回数:全6回 会場:ロゼシアター 定員:800名	社会教育課
		社会教育支援事業	市民の社会教育に対するニーズに対応するため、社会教育の支援体制を整備すること。	様々な学習支援体制を整備することにより、市民の生涯学習環境の充実を図る。	(市政いきいき講座) 市職員が市民、団体等の求めに応じ、指定された会場へ出向き、各課の業務内容や専門知識の紹介、情報提供を行う事業 (子育て講演会) 対象:市内全小中学校の新入生の保護者 実施時期:入学説明会時などに開催 内容:子どもの成長や子育てに関する講演会 講師:元教員や子育てに関わる活動を行っている者	社会教育課
		図書館統計・広報事業	図書館の利用促進を図るため、図書館に関する統計調査及び広報活動を行うこと。	図書館運営や活動内容に関する統計・広報を行うことにより、図書館に対する市民の理解を深め、その利用促進を図ること。	図書館の利用案内パンフレット作成、広報紙、小学生等の館内見学案内などを通じてのPR活動等を行い利用者の増加を図る。	中央図書館
		図書館利用促進事業	図書館の利用者層を広げるため、読書会、講演会及び研究会を企画運営すること。	図書館資料を利用した講座や講演会を開催して、利用者を増やし、ビジネス図書コーナーをさらに充実させる等、市民と資料との接点を拡大し利用の促進を図る。	図書館利用促進を図るため、図書館活動の一環として各種イベント等を、図書館ボランティアの協力のもとに開催実施している。特に乳幼児には、子どもの時期から本に親しみ、本と接する機会の提供等を目的として、定期的に「おはなし会」などを実施している。また、多様な対象者向けのイベントを企画することにより、幅広い世代の図書館利用の促進を図る。	中央図書館
社会教	図書館資料貸出事業	市民の生涯学習に対する課題に応えるため、図書館資料を提供すること。	図書館サービスの基本は資料提供にある。市民が求める資料を確実に提供することで市民の信頼を得る第一歩とすることができる。そこで市民一人一人が持つ生涯学習の課題に応え、また豊かな市民生活を送ることができるようにするための資料提供を目的とする。	図書館の主な事業である、貸出事業に係る利用者カードの交付、中央館、地域館・分室等の図書資料の貸出、予約等を行う。	中央図書館	

育	博物館運営管理事業	博物館の設置目的に沿った事業を円滑に展開するため、施設を適切に運営管理すること。	博物館の円滑な運営と管理を実施することにより魅力ある博物館づくりを図ること	博物館協議会(市民公募委員を含む)を開催する。 ミュージアムショップの運営を行う。	博物館
	博物館施設管理事業	博物館の施設機能を保持するため、施設及び設備を適切に維持管理すること。	博物館の施設及び備付備品の整備を図り、有効利用を促進することにより利用者・利用団体の増加を図ること	広見公園歴史ゾーンの防災・防犯の整備を行う。	博物館
	博物館調査研究事業	地域の歴史文化の拠点となる博物館にするため、地域に関する調査研究を行い、郷土資料の整備を行うこと。	資料の充実を図り、調査研究を進め、併せて展示に関する技術的研究を行い、特色ある博物館づくりを達成すること	・考古、歴史、民俗、産業等の資料を収集、保管、研究を行う。 ・資料の学術調査及び保存技術の調査をする。	博物館
	博物館展示・教育普及事業	市民に親しまれ、魅力ある博物館にするため、展示会及び各種講座等の教育普及活動を行うこと。	市民ニーズに応える展示会や各種講座・体験学習を開催することにより、入場者の増加を図ること	①施設、資料、教育普及活動等の案内書の発行及び頒布を行う。 ②講座、教室、体験等の教育普及事業を実施する。 ③博物館資料に係る企画展・特別展等の展示会を開催する。	博物館
	文化財保護調査事業	地域の歴史及び文化財を後世に伝えるため、文化財の保護及び整備を行うこと。	・文化財が適切に保護され、後世に継承される。 ・文化財資料が充実する。 ・新たな文化財が、保護すべき文化財として後世に継承される。	・市が所有又は管理する文化財の修理及び除草などの維持管理を行う。 ・浅間古墳の測量調査を行う。 ・古墳等の保護を行う。	文化財課
	文化財啓発事業	地域の歴史及び文化財への市民の関心を深めるため、文化財を活用した啓発及び伝承活動を行うこと。	市民がより文化財や歴史に关心を持つよう、歴史や文化に親しむ機会を提供したり、文化財顕彰活動を行うこと。	・市民歴史講座の開催 ・説明板の整備、修繕 ・ふるさと芸能祭の開催 ・重要文化財古銅修復工事に対する助成 ・旧東泉院宝蔵の公開 ・富士市文化財保存活用地域計画に基づく事業の実施 ・千人塚古墳保存整備、浅間古墳保存活用計画策定	文化財課
	市史編さん事業	市の歴史を系統的に記録するため、市史の編さんを行うこと。	市の歴史に関する事項を収集・調査・研究し、市史を編さんすること。	・校務日誌の目録作成 ・市史だよりの発行 ・総合的な市史編さん事業に係る準備(資料収集、編さん体制の検討、編さん室の確保ほか)	文化財課
	スポーツイベント開催事業	市民にスポーツを親しむ機会を提供するため、スポーツイベントの企画及び運営を行うこと。	・様々なスポーツイベントを開催することにより、市民のスポーツニーズに応えるとともに、心身の健康維持・増進を図る。 ・市内在住・在勤・在学者の全国大会等出場を支援することにより、参加者の負担を軽減し競技力向上を図る。	・様々な年代、運動レベルに対応した各種教室・競技会・スポーツイベントの実施。 ・市内在住・在勤・在学者が全国大会等に出場する際の賞賛金の交付。	文化スポーツ課
	スポーツ指導者養成事業	市民のスポーツニーズに的確に対応するため、スポーツ指導者を養成すること。	・スポーツ指導者の養成や資質向上を図ることにより、市民のスポーツニーズに応える。 ・スポーツ指導者を登録し、情報を公開することにより、市民と指導者のマッチングを図る。	・スポーツ指導者の養成と資質向上のための講習会の実施。 ・スポーツ指導者と市民のマッチングを図るためのスポーツリーダーバンクの管理運営。 ・地域のスポーツ指導者であるスポーツ推進委員と連携した事業の実施。	文化スポーツ課
市民スポーツ・市民文化	スポーツ情報提供事業	スポーツに親しむ機会を市民に周知するため、スポーツ情報を提供すること。	・スポーツに関する様々な情報を発信することにより、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツを「する・みる・さざえる」を推進する。	・広報紙やウェブサイト等を活用したスポーツに関する様々な情報の発信。 ・スポーツ推進計画の進行管理。	文化スポーツ課
	芸術文化啓発事業	市民の芸術文化に対する意識の高揚を図るために、啓発活動を行うこと。	・市民の文芸に対する関心を高める。	芸術文化に対する意識を高めるため、芸術文化の普及啓発に関する事業を実施するとともに文化情報を提供する。 ・文芸普及事業の開催 ・文芸講座と文芸フォーラムを実施する。	文化スポーツ課
	芸術文化普及事業	市民の芸術文化活動への参加を促進するため、文化事業を企画運営すること。	・市民の芸術文化に対する関心や評価を高める。 ・芸術文化に取り組む人に発表や鑑賞の場を提供する。	芸術文化の創造、発表、鑑賞の機会を提供し、多くの市民が多様な芸術に親しむ機会を充実していく。 ・市展:写真・工芸・彫刻、絵画・デジタルアート、書道の3期に分け、美術作品を一般公募し、入選入賞作品を展示する。 ・市民文芸:小説、隨筆、詩等7部門の作品を一般公募し、入選入賞作品を収録した市民文芸を発行する。	文化スポーツ課